



路 政 僧

的な小軍閥の跋扈を自然的に抑制することに依つて完全な支那國家の建設を見ん、吾は唯だ夫れを望んで不已。

我は國際平等の原則に基き、日支條約の改定を協議せむとす、假令夫れが國內に非難があつても、列國に率先して支那國權の回復を是認せむとするのは、安政の昔に於て我の體驗した苦き經驗に鑑て支那人に同情したばかりでなく、日支兩國と兩國國民の利害密接不可分離の關係を持するに因る、誠意を披歴して永遠の計を協議するが可い、小癩な書生論的國家論を以て對するが如きは慎むべし、夢、此ことを忘るゝ勿れ。

苦痛を憂ふるに在らば、假令中央政府

に對し不滿があるにしても干戈を以て

する如きは非文明的行動と可評、中央

政府の達成の爲に今は忍ぶべきとき

幸にして下野を聲明したのは支那の爲

東洋和平の爲に喜ぶべく、聊ともすれ

ば盲動せむとする第二第三の馮閥の戒

めとならば可い拾ひ物と可言、反時代

隣邦支那、又々馮閥一派の爲に分裂

が策され、支那人の統制能力を疑はし

めたが、今又掌を翻すが如くに兩氏の

下野を傳ふ、支那のこと不可知測との

評ある所以、併し國家の成立と國民の

▽

△

非難的と爲つてゐる現内閣、床次氏を中心として改造論々議さる、改造

を目論むのは改造の必要あるに非ずして、輿論に反抗してまで政權を維持せむが爲の改造、黨内に贊否兩論あるのは其の證左、假令中ブラ黨床次一派を入閣せしめても、過去に於ける聯立内閣崩壊の原因に鑑みなば、聯立——崩壊、内閣の運命は知るべき而已、此の如きは政友會の更生する所以に非ざるべし。

更生の途は他にある筈、曰く知事公選、軍部大臣官制、貴族院改革乃至は兩税の委譲、等々、と國民に誓約した政策を實現するに在る、然るに何ぞや、知事公選の主張は之を放棄し、軍部大臣官制の如き幣履の如く之を捨

てたばかりか、軍閥の塊、宇垣將軍を閣臣に迎へむと策す、貴族院の改革、

寧ろ貴族院より内閣の改革を要求されつゝあるの感を藏す、今頃に爲つて年來の主張、積極政策の放棄を叫ぶ、其の無定見の徹底振に驚く、假令財政の緊縮を念とするにしても緊縮すべきを緊縮し夫れに依つて積極政策を實現すれば可いのに、直に消極政策を高調する如きは、憲政會が消極政策より積極政策へ轉換したのと何等選ぶ所が無い、見給へ、言ふ所の景氣の挽回、失業者救済は、何れも逆態を表はしてゐるではないか、此の如きを以てしては、いかに政友會を謳歌せむとするも爲し能はざるに非ずや、少しは世態に刮目して更生の途を講ずるが可い、夫れが

内閣改造以上に、政權嚙附きの妙藥、まだ判らないのか。

在野唯一の民政黨、重要政策九項目を決定す、金解禁、公債政策、政費節約、義務教育費、税制整理、社會政策、農村政策、金融制度の改善乃至は電力政策と、お題目は随分過多、併し是も亦政友會の看板と何等選ぶ所はない、まだ忘れてゐる問題がある、曰く貴族院や樞密院の改革問題、雲烟消霧的に誤魔化したところに、民政黨の細心な要意を伺ふに足る、併し是れ位で人心を轉換せしめむとしても國民不踊政權不廻、在野籠城は自らの罪と可言、吾れ政民兩黨ともに無智なるを憐む。

樞密院、老人根性を顯はして政府を
 虐め出す、不戰條約乃至は拓殖省問題、

と政府を掣肘しつゝ、顧問官の増員を強

要するに至る、政府にも亦之を排する

だけの勇氣と要意とを缺く、政府の無

力無定見固より攻むべきこととして

も、樞密院が政治的無責任の地位に隠

れて政治の實際に干渉し、ことの枝葉

末節に拘泥して政策の實行を阻止し、

時としては政局を左右するの專横を極

むるのは、立憲國家に於て帝國議會以

上に振舞ふもの、立憲國民として座視

する能はざるところ、併し之を強調し

て攻撃するだけの政黨のないのは偶然

の至り、顧問官の増員どころでは無い、

廢止論の存する所に顧みて樞密院の自

省を望むや切。

▽ △

拓殖イヤ拓務と、詰らぬ名稱問題で

難産した拓務省、愈六月より開業に決

定、朝鮮政治を管轄外に措くと否とを

問はず、與黨員の臆官熱、之に基因し

て招來する黨内結束の爲、失業者救濟

の爲、吾れ其の開業を祝す、併し日本

人はまだ官僚的國民なることに恥よ。

▽ △

綱紀紊亂、之を糺彈するの聲八ヶ聞

敷とき、主務大臣の指揮に違反して迄、

一會社利益の爲に行政處分をした地方

長官ありと傳ふ、長官が單獨に行政す

る場合に於て公益の判定を誤り、民意
 の存する所に聽かずして處分を爲し、

問題を惹起した幾多の事例はある、併

し夫れは唯だ地方長官の腦力問題に不

過、苟も法上指揮を必要とする事件に

於て、夫れを受けながらも尙故意に違

反して、一會社の有利の爲に處分する

如きは前者の非政を凌駕する非政と可

評、人情的には勿論のこと、官吏服務

規律に違反することの顯著なもの、吾

れ斷じて其の非を不許、特に之を糺彈

する所以は、近時往々地方長官の政黨

化露骨を極め、其の威信地に墜ちむと

するのとき、之を聽く、況地方長官の

信用と權威の爲に嚴正なる處分を望む

や切。